資料　逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第６号）新旧対照表

現行	改正後（案）
逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年９月28日 逗子市条例第６号 〔注〕　昭和57年から改正経過を注記した。 （目的及び適用範囲） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の２第４項の規定に基づき、次に掲げる者（以下「特別職に属する者」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。 （１）　教育委員会の委員 （２）　監査委員 （３）　選挙管理委員会の委員等 （４）　公平委員会の委員 （５）　固定資産評価審査委員会の委員 （６）　情報公開審査委員 （７）　個人情報保護委員 （８）　民生委員推薦会の委員 （９）　青少年問題協議会の委員	逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年９月28日 逗子市条例第６号 〔注〕　昭和57年から改正経過を注記した。 （目的及び適用範囲） 第１条　（略）

(10)　国民健康保険運営協議会の委員 (11)　投票所の投票管理者 (12)　期日前投票所の投票管理者 (13)　開票管理者 (14)　選挙長 (15)　投票所の投票立会人 (16)　期日前投票所の投票立会人 (17)　開票立会人 (18)　選挙立会人 (19)　社会教育委員 (20)　環境審議会委員 (21)　環境評価審査委員会委員 (22)　景観審議会委員 (23)　景観審査委員会委員 (24)　開発事業紛争調停委員会委員 (25)　みどり審議会委員 (26)　廃棄物減量等推進審議会委員 (27)　文化財保護委員会委員 (28)　スポーツ推進審議会委員 (29)　都市計画審議会委員	

(30)　まちづくり審議会委員 (31)　住居表示審議会委員 (32)　駐留軍関係離職者等対策協議会の委員 (33)　防災会議の委員 (34)　下水道事業運営審議会委員 (35)　総合計画審議会委員 (36)　特別職職員報酬等審議会委員 (37)　公務災害補償等審査委員 (38)　賞じゅつ金等審査委員会委員 (39)　情報公開運営審議会委員 (40)　個人情報保護運営審議会委員 (41)　介護認定審査会委員 (42)　図書館協議会委員 (43)　国民保護協議会委員 (44)　障害支援区分等判定審査会委員 (45)　表彰者選考委員会委員 (46)　市民活動推進システムに係る補助金等審査委員会委員 (47)　市民参加制度審査会委員 (48)　養護老人ホーム入所判定委員会委員 (49)　予防接種健康被害調査委員会委員	

(50)　文化振興基本計画調査・評価委員会委員 (51)　退職手当審査会委員 (52)　子ども・子育て会議委員 (53)　公の施設の指定管理者候補選定委員会委員 (54)　地域包括支援センター等運営協議会委員 (55)　行政不服審査会委員 (56)　総合的病院選考委員会委員 (57)　前各号以外の非常勤の職員		
（報酬）	（報酬）	
第２条　前条第１号から第56号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表第１のとおりとする。	第２条　（略）	
２　前条第57号に掲げる非常勤の職員の受ける報酬の額は予算の範囲内で定める。		
３　前項の規定により報酬を受ける職員の職及び報酬額は、規則で定める。		
第３条　月の中途において月額の報酬を受ける際に、新たに就任したときは、その就任の当日から日割計算により、その報酬を支給する。	第３条　（略）	
２　月額の報酬を受ける職にある者が、退職したときはその当日まで日割計算をもって支給し、死亡したときは当月分の全額を支給する。		
（費用弁償）	（費用弁償）	
第４条　特別職に属する者が、職務のため旅行したときは、その旅行に	第４条　（略）	

ついて費用弁償として旅費を支給する。 ２　前項の規定により支給すべき旅費の額は、別表第２のとおりとする。 ３　前項の旅費の額を定める場合において、鉄道賃にあっては運賃のほか急行料金及び座席指定料金(神奈川県内の旅行を除く。)とし、船賃にあっては運賃のほか座席指定料金とする。 ４　運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、船賃にあっては上級の運賃とする。	
(重複給与の禁止) 第５条　市長及び副市長が、この条例にいう特別職に属する者の職を兼ねるとき、その兼ねる特別職の職員に対する報酬は支給しない。	(重複給与の禁止) 第５条　(略)
(準用規定) 第６条　前各条に定めるもののほか、特別職に属する者の報酬及び費用弁償の支給については、逗子市職員給与条例(昭和31年逗子市条例第９号)及び逗子市職員の旅費に関する条例(昭和26年逗子市条例第13号)の支給の例による。	(準用規定) 第６条　(略)
別表第１ 【別記1　参照】	別表第１ 【別記1　参照】
別表第２ 【別記2　参照】	別表第２　(略)

【別記1】

現行

職名		報酬額
教育委員会の委員		月額　119,000円
監査委員	識見委員	月額　147,000円
	議員委員	月額　40,000円
選挙管理委員会の委員等	委員長	月額　58,000円
	委員	月額　53,000円
	補充員	日額　11,500円
情報公開審査委員		月額　200,000円
個人情報保護委員		月額　200,000円（情報公開審査委員を兼ねる場合にあっては、月額　100,000円）
投票所の投票管理者		１選挙につき　28,000円
期日前投票所の投票管理者		日額　12,000円
開票管理者		１選挙につき　14,000円
選挙長		１選挙につき　28,000円
投票所の投票立会人		日額　12,500円
期日前投票所の投票立会人		日額　11,000円

開票立会人		１選挙につき　12,500円
選挙立会人		１選挙につき　12,500円
環境評価審査委員会委員	委員長	日額　23,000円
	委員	日額　22,000円
景観審査委員会委員	委員長	日額　23,000円
	委員	日額　22,000円
開発事業紛争調停委員会委員	委員長	日額　23,000円
	委員	日額　22,000円
介護認定審査会委員		日額　25,000円
障害支援区分等判定審査会委員		日額　25,000円
総合的病院選考委員会委員	委員長	日額　23,000円
	委員	日額　22,000円
条例第１条第４号、第５号、第８号から第10号まで、第19号、第20号、第22号、第25号から第40号まで、第42号、第43号及び第45号から第55号までに掲げる職にある者	委員長（会長及び議長を含む。）	日額　12,500円
	委員	日額　11,500円

改正後（案）

職名		報酬額
教育委員会の委員		月額　70,000円
監査委員	識見委員	月額　121,000円
	議員委員	月額　32,000円
選挙管理委員会の委員等	委員長	月額　31,000円
	委員	月額　28,000円
	補充員	日額　11,500円
情報公開審査委員		月額　200,000円
個人情報保護委員		月額　200,000円（情報公開審査委員を兼ねる場合にあっては、支給しない。）
投票所の投票管理者		１選挙につき　28,000円
期日前投票所の投票管理者		日額　12,000円
開票管理者		１選挙につき　14,000円
選挙長		１選挙につき　28,000円
投票所の投票立会人		日額　12,500円
期日前投票所の投票立会人		日額　11,000円
開票立会人		１選挙につき　12,500円
選挙立会人		１選挙につき　12,500円
介護認定審査会委員	医師又は歯科医師の委員	日額　25,000円

	上記以外の委員	日額　20,000円
障害支援区分等判定審査会委員	医師	日額　25,000円
	上記以外の委員	日額　20,000円
総合的病院選考委員会委員	委員長	日額　23,000円
	委員	日額　22,000円
条例第１条第４号、第５号、第８号から第10号まで、第19号から第40号まで、第42号、第43号及び第45号から第55号までに掲げる職にある者	委員長（会長及び議長を含む。）	日額　12,500円
	委員	日額　11,500円

【別記2】

現行

鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊料 （１夜につき）
乗車又は乗船に要する運賃	実費	実費	14,000円

●行政委員会の委員、附属機関の委員の報酬改定内容

区分	報酬額等								
	現行				改定案				
	区分		報酬額	適用年月日	区分		報酬額	適用年月日	
教育委員会の委員	月額		119,000	H7.4.1	月額		70,000	H30.4.1	県内同種の委員報酬額の平均額に常勤特別職の16市平均を100とした時の指数を乗じて得た額を基礎とし、勤務実績により算出した額
監査委員（識者）	月額		147,000	H7.4.1	月額		121,000	H30.4.1	県内同種の委員報酬額の平均額に常勤特別職の16市平均を100とした時の指数を乗じて得た額を基礎とし算出した額
監査委員（議員）	月額		40,000	H7.4.1	月額		32,000	H30.4.1	識者の報酬額との乖離割合により算出
選挙管理委員会の委員長	月額		58,000	H7.4.1	月額		31,000	H30.4.1	県内同種の委員報酬額の平均額に常勤特別職の16市平均を100とした時の指数を乗じて得た額を基礎とし、勤務実績により算出した額
選挙管理委員会の委員	月額		53,000	H7.4.1	月額		28,000	H30.4.1	委員長の報酬額との乖離割合により算出
情報公開審査委員	月額		200,000	H3.4.1	月額		200,000	―	※個人情報保護委員と兼ねる場合 現行　300,000円　→　改定後　200,000円
個人情報保護委員	月額		200,000	H4.4.1	月額		200,000	H30.4.1	改定案　**情報公開審査委員を兼ねる場合にあっては、支給しない。** 現行　**情報公開審査委員を兼ねる場合にあっては、<u>月額　100,000円</u>**
環境評価審査委員会委員	日額	委員長	23,000	H7.4.1	日額	委員長	12,500	H30.4.1	緊急財政対策に鑑み、他の審議会等の委員報酬との整合を図るため
		委員	22,000			委員	11,500		
景観審査委員会委員	日額	委員長	23,000	H23.4.1	日額	委員長	12,500	H30.4.1	緊急財政対策に鑑み、他の審議会等の委員報酬との整合を図るため
		委員	22,000			委員	11,500		
開発事業紛争調停委員会委員	日額	委員長	23,000	H14.7.1	日額	委員長	12,500	H30.4.1	緊急財政対策に鑑み、他の審議会等の委員報酬との整合を図るため
		委員	22,000	H15.4.1		委員	11,500		
介護認定審査会委員	日額		25,000	H14.7.1	日額	医師又は歯科医師の委員	25,000	H30.4.1	県内各市の同種の委員等との整合を図るため
						上記以外の委員	20,000		
障害支援区分等判定審査会委員	日額		25,000	H18.4.1	日額	医師	25,000	H30.4.1	県内各市の同種の委員等との整合を図るため
						上記以外の委員	20,000		